

しながわ水族館リニューアルアイデア検討委員会設置要綱

制定 令和8年7月30日 区長決定
要綱第209号

(目的)

第1条 しながわ水族館のリニューアルにあたり募集したリニューアル後の水族館における新たな展示、企画およびその他のサービスに係るアイデアの選考に関する事項を審議するため、しながわ水族館リニューアルアイデア検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 最優秀賞の選考に係る審査方法に関すること
- (2) リニューアル事業に反映するアイデアの内容に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱された日から令和9年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を1人置くこととし、区長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、品川区防災まちづくり部公園課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 3 1 日から適用する。